

2013年5月23日 全6頁

税制改正を踏まえた生前贈与方法の検討 ＜訂正版＞

暦年課税、相続時精算課税、教育資金の一括贈与など

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2013年3月29日、「所得税法等の一部を改正する法律」が参議院にて可決・成立し、3月30日に公布された。平成25年度税制改正により、平成27年1月1日以後の相続等から基礎控除の縮減などの課税強化が行われる一方、贈与税においては平成27年1月1日以後子や孫への贈与の税率が軽減されたり、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間、教育資金の一括贈与の非課税措置が設けられたりするなどの負担軽減策が講じられている。
- 本稿では、平成25年度税制改正を踏まえ、生前贈与を行う場合、贈与の方法により贈与税および相続税の税負担がどのように変わってくるのか試算をもとに検討を行う。
- 一度にある程度の額（例えば2,000万円）を贈与する場合は、暦年課税よりも相続時精算課税を適用した方が相続税と贈与税を合わせた税負担は軽くなることが多い。暦年課税の贈与では、複数年にわたって贈与を行うと贈与税の負担を抑えることができるが、長期間に及ぶ贈与にはデメリットもある。教育資金の一括贈与の非課税措置や直系尊属からの住宅取得等資金の非課税措置などを活用すると、贈与時・相続時ともに非課税で一括贈与を行える。

平成25年度税制改正（相続・贈与）の概要

平成25年度税制改正により、平成27年1月1日以後の相続等から基礎控除の縮減などの課税強化が行われる。

改正には、小規模宅地等の特例の適用面積の拡大（130億円の減収）、未成年者控除・障害者控除の控除額拡大（30億円の減収）などの減収項目もある。しかし、基礎控除の縮減（2,570億円の増収）、税率の改正（210億円の増収）などの増収項目の影響が大きく、相続税全体としては大幅な増収となっている¹。

¹ 増減収見込み額は、財務省「平成25年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込み額」による。

図表 1 平成 25 年度税制改正（相続税）の概要

		平成 26 年 12 月 31 日以前の 相続・遺贈	平成 27 年 1 月 1 日以後の 相続・遺贈
課税強化	基礎控除額	5,000 万円＋ 法定相続人数×1,000 万円	3,000 万円＋ 法定相続人数×600 万円
	税率	10%～50%までの 6 段階	10%～55%までの 8 段階 (45%、55%の段階を新設)
課税軽減	小規模宅地等の特例	住宅用について最大 240 ㎡まで 80%減額可能 (事業用との併用は最大合計 400 ㎡まで可能)	住宅用について最大 330 ㎡まで 80%減額可能 (事業用との併用は最大合計 730 ㎡まで可能)
	未成年者控除	6 万円×20 歳までの年数	10 万円×20 歳までの年数
	障害者控除	6 万円×85 歳までの年数 (特別障害者は上記の 2 倍)	10 万円×85 歳までの年数 (特別障害者は上記の 2 倍)

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

一方で、贈与税については主に減税方向の改正が行われている。

まず、平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与から税率が改正される。平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与については、「20 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた贈与財産」(特例贈与財産)とそれ以外の「一般贈与財産」の贈与によって、適用する税率が分けられる(図表 2)。

一般贈与財産については受贈額(110 万円控除後、以下同じ)1,000 万円超 1,500 万円以下の部分は現行の 50%から 45%に引き下げられる一方で、3,000 万円超の部分は現行の 50%から 55%に引き上げられる。

特例贈与財産については、一般贈与財産より低い税率が適用される(ただし、最高税率は 55%で変わらない)。現在の税率と比べると、受贈額(110 万円控除後、以下同じ)300 万円超 3,000 万円以下の部分について税率が引き下げられている一方で、4,500 万円超の部分は現行の 50%から 55%に引き上げられている。

図表 2 平成 25 年度税制改正による贈与税の税率(速算表)の改正

平成 26 年 12 月 31 日以前の贈与				平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与							
				一般贈与財産				特例贈与財産			
受贈額(110 万円控除後)	税率	控除額		受贈額(110 万円控除後)	税率	控除額		受贈額(110 万円控除後)	税率	控除額	
200 万円以下	10%			200 万円以下	10%			200 万円以下	10%		
200 万円超 300 万円以下	15%	10 万円		200 万円超 300 万円以下	15%	10 万円		200 万円超 400 万円以下	15%	10 万円	
300 万円超 400 万円以下	20%	25 万円		300 万円超 400 万円以下	20%	25 万円		400 万円超 600 万円以下	20%	30 万円	
400 万円超 600 万円以下	30%	65 万円		400 万円超 600 万円以下	30%	65 万円		600 万円超 1,000 万円以下	30%	90 万円	
600 万円超 1,000 万円以下	40%	125 万円		600 万円超 1,000 万円以下	40%	125 万円		1,000 万円超 1,500 万円以下	40%	190 万円	
1,000 万円超	50%	225 万円		1,000 万円超 1,500 万円以下	45%	175 万円		1,500 万円超 3,000 万円以下	45%	265 万円	
				1,500 万円超 3,000 万円以下	50%	250 万円		3,000 万円超 4,500 万円以下	50%	415 万円	
				3,000 万円超	55%	400 万円		4,500 万円超	55%	640 万円	

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

また、教育資金の一括贈与非課税措置が設けられ、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に、30 歳未満の子や孫 1 人につき最大 1,500 万円を教育資金として一括贈与することが可能となった²。

税制改正を踏まえた生前贈与方法の検討

平成 25 年度税制改正では、全体として相続税の課税強化を行う一方、高齢者に偏在している金融資産を若年世代に移すため、贈与税については軽減が行われている。何もしなければ相続税が増税されるが、生前贈与を計画的に進めれば贈与税が軽減されるという、いわば「アメとムチ」によって生前贈与を促進する政策となっている。

本稿では、平成 25 年度税制改正を踏まえ、図表 3 の前提に基づき、相続税の課税価格で 1 億円の財産を持っている者が 2,000 万円の生前贈与を検討しているケースを用いて、生前贈与の仕方により、どのように税負担が変わってくるか試算を行う。

図表 3 試算の前提

【前提条件】

相続人は、配偶者と子 1 人（20 歳以上）

保有している財産は相続税の課税価格で 1 億円（相続時まで変動しない）。

うち、2,000 万円を子（または孫）に生前贈与することを検討している。

相続時は、残り 8,000 万円のうち 5,000 万円を配偶者に、3,000 万円を子に相続させる予定である。

【検討する贈与の方法】

ケース① 相続時精算課税制度で 2,000 万円贈与する

ケース② 暦年課税で一度に 2,000 万円贈与する

ケース③ 暦年課税で 500 万円ずつ 4 年に分けて贈与する

ケース④ 2,000 万円を「教育資金の一括贈与非課税措置」で 2 人の孫に 1,000 万円ずつ贈与する

（注）贈与の時期はケース②・ケース③の贈与は平成 27 年以後、ケース④の孫への贈与は平成 25 年 4 月～平成 27 年 12 月の間に行われるものとする。相続の時期は、いずれのケースでも平成 27 年以後で、かつ贈与から 3 年経過後とする³。ケース③では連年贈与には認定されず⁴、ケース④では 2 人の孫は「教育資金支出額」で 1,000 万円を使い切るものとする⁵。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

² 教育資金の一括贈与非課税措置について、詳細は拙稿「教育資金の一括贈与非課税措置の解説 2」（2013 年 4 月 17 日）を参照。http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130417_007056.html

³ 相続発生時に相続前 3 年以内の贈与は相続財産に加算されて、相続税の対象となるため（この場合、既に支払った贈与税は支払うべき相続税から控除される）。

⁴ 複数年にわたり贈与を行うことを予め契約（約束）したときは、初年度に贈与があったものとして課税される可能性がある。このことを一般に、「連年贈与」という。

⁵ 教育資金の一括贈与非課税措置で贈与された財産は、教育資金に使った上で金融機関に領収書等を提出した「教育資金支出額」とされなければ、30 歳到達時（または一括贈与の残高がゼロになったとき）に贈与税が課税される。詳しくは脚注 2 のレポート参照。

図表 4 試算結果

	贈与税額	相続税額	合計
①相続時精算課税	0 円	385 万円	385 万円
②暦年課税 一度に 2,000 万円	585.5 万円	173.9 万円	759.4 万円
③暦年課税 500 万円×4 年	194 万円	173.9 万円	367.9 万円
④教育資金の一括贈 与非課税措置	0 円	173.9 万円	173.9 万円

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

暦年課税か相続時精算課税か

ケース②のように一度に 2,000 万円の贈与を行い暦年課税を選択すると、贈与税は 585.5 万円と高額になり、173.9 万円の相続税額と合わせて、税負担は 759.4 万円になる。

一方で、一度に 2,000 万円の贈与を行っても、相続時精算課税を選択すれば贈与税はかからず、税負担は 385 万円の相続税のみになる。相続時精算課税制度では 2,500 万円までの特別控除があるため、贈与税の税負担が低く抑えられている（前述の試算ではゼロになっている）ことがわかる。

相続時精算課税制度で贈与した財産は、相続時の課税価格に加えられるため、相続税額はケース②よりもケース①の方が多くなっている。ただし、一般的には贈与税よりも適用される税率が低くなる⁶ため、贈与税と相続税の合計の税負担はケース②よりもケース①の方が少なくなっている。

平成 27 年以後、子や孫への贈与の場合の暦年課税の贈与税の税率は引き下げられるが、なお相続税と比べて暦年課税の贈与税の税率は高いものと言える。

複数年にわたって暦年課税を適用する

暦年課税の贈与でも複数年にわたって少しずつ贈与を行えば、税負担を抑えることができる。500 万円ずつ 4 年にわたって贈与したケース③では、ケース①と同じ 2,000 万円の贈与であっても贈与税額は 4 年分で 194 万円となっている。

ケース③では、相続税額 173.9 万円と合わせた合計の税負担は 367.9 万円となり、相続時精算課税を利用したケース①よりも合計の税負担が少なくなっている。なお、このように複数年

⁶ 今回の試算では、4 ケースとも、相続財産に適用される相続税の限界税率は 15% であるのに対し、2,000 万円を一度に贈与し暦年課税を贈与した場合の贈与税の限界税率は 45% である。このため、2,000 万円を一度に生前贈与する場合、暦年課税を適用し贈与税を支払うよりも、相続時精算課税を適用し（相続財産に加算され）相続税を追加で支払う方が税負担が軽くなる。

にわたって贈与を行う場合は、いわゆる「連年贈与」に該当しないよう注意する必要がある⁷。

暦年課税を適用する場合、1年ごとに110万円の基礎控除が認められているため、同じ金額を贈与するならば、なるべく長い期間にわたって贈与を行った方が税負担は少なくなる。500万円ずつ4年にわたって贈与するよりも、200万円ずつ10年にわたって贈与する方がより贈与税は少なくなる。極端な例ではあるが、100万円ずつ20年にわたって贈与を行った場合は、それらの贈与はすべて110万円の基礎控除の範囲内となるため、贈与税はゼロになる。

ただし、長期間の贈与になればなるほど、途中で贈与者が死亡する可能性も高まる。この場合、将来贈与するはずであった財産について相続税の課税対象となることはもちろん、相続発生前3年以内の贈与についても相続財産に引き戻され相続税の課税対象となる。さらに、途中で相続が発生した場合、贈与者（被相続人）の希望通りに財産分与が行われない可能性も考えられる。また、「連年贈与」（脚注4参照）に認定されるリスクも高まるものと考えられる。

このように、複数年にわたる贈与は贈与税の負担を軽減することにはなるが、長期間に及ぶ贈与にはデメリットもある。

非課税措置の活用

複数年にわたる贈与よりも、もっと、効果的に税負担を抑える方法がある。それは、教育資金の一括贈与非課税措置、直系尊属からの住宅取得等資金の非課税措置、配偶者控除などの非課税措置を利用する方法である。

教育資金の一括贈与非課税措置により2人の孫に計2,000万円を贈与したケース④では贈与税は一切かからず、かつその2,000万円は相続時の課税価格にも算入されない（仮に、その贈与の時から3年以内に相続が発生したとしても、相続税の課税価格に引き戻されることはない）。その結果、贈与税と相続税を合わせた合計の税負担は173.9万円と、4つのケースで最も少なくなった。

例えば、孫の教育資金を援助したいと考えるのならば、教育資金の一括贈与非課税措置を活用して贈与税の負担を抑えることが有効になる。

子や孫の住宅取得等資金を援助する場合には直系尊属からの住宅取得等資金の非課税措置を利用することもできる⁸。自宅の持ち分を配偶者控除を使って配偶者に移しておくことも有効な対策と言える⁹。

このように、生前贈与の方法によって、税負担は大きく変わってくる。

⁷ 脚注4を参照。

⁸ 20歳以上の者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けたときは、一定の要件のもと最大1,200万円（平成25年入居の省エネ・耐震住宅の場合。東日本大震災の被災者の場合は最大1,500万円）まで贈与税非課税となる。これと併せて、暦年課税の基礎控除（110万円）または相続時精算課税の特別控除（2,500万円）を適用できる。

⁹ 結婚して20年以上の夫婦が、配偶者から居住用不動産または居住用不動産の取得資金の贈与を受けたときは、一定の要件のもと最大2,000万円まで贈与税非課税となる。これと併せて、暦年課税の基礎控除（110万円）を適用できる。

まとめ

平成 25 年度税制改正を踏まえて、生前贈与の方法を検討したところ、以下のようなことが言える。

平成 27 年以後、子や孫への贈与の場合の暦年課税の贈与税の税率は引き下げられるが、なお相続税と比べて暦年課税の贈与税の税率は高い。一度にある程度の額（例えば 2,000 万円）を贈与する場合は、暦年課税よりも相続時精算課税を適用した方が相続税と贈与税を合わせた税負担は軽くなることが多い¹⁰。

暦年課税を適用して贈与を行う場合、複数年にわたって贈与を行うと贈与税の負担を抑えることができる。この場合、相続時精算課税を適用する場合よりも相続税と贈与税を合わせた税負担を抑えることも可能である。ただし、贈与を行っている途中で贈与者が死亡する可能性や「連年贈与」に認定されるリスクが高まる可能性など、長期間に及ぶ贈与にはデメリットもある。

教育資金の一括贈与の非課税措置、直系尊属からの住宅取得等資金の非課税措置、贈与税の配偶者控除など各種の非課税措置を活用すると、贈与税非課税（相続時も非課税）で一括贈与を行うことが可能である。贈与の目的に合わせて非課税措置を活用することは、税負担を抑える上で有効と言える。

【以上】

¹⁰ 相続財産が相当に多く、相続税の限界税率が高い場合においては、相続時精算課税を適用するよりも暦年課税を適用した方が税負担が少なくなるケースもありうる。